

第 7 期 決算 公告

平成21年6月29日

東京都千代田区内幸町一丁目1番5号

株式会社みずほ銀行

取締役頭取 西堀 利

貸借対照表（平成21年3月31日現在）

(单位: 百万円)

[illegible]

損益計算書（平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで）

(単位：百万円)

[illegible]

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものと同みなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については決算日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.（1）と同じ方法によっております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、その他については定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。

5. 繰延資産の処理方法

(1) 社債発行費

社債発行費は、発生時に全額費用として処理しております。

(2) 債券発行費用

債券発行費用は、発生時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び注記事項（貸借対照表関係）5.の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は333,064百万円であります。

上記債権には、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債等が含まれております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

- (3) 退職給付引当金
退職給付引当金（含む前払年金費用）は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認める額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（10～12年）による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理しております。
- (4) ポイント引当金
ポイント引当金は、「みずほマイレージクラブ」におけるマイレージポイントの将来の利用による負担に備えるため、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認める額を計上しております。
- (5) 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- (6) 債券払戻損失引当金
債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券について、債券保有者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
（追加情報）
負債計上を中止した債券について、従来、払戻請求時に損失計上しておりましたが、払戻に関するデータ整備・分析が進み、合理的な見積りが可能となったことから、当事業年度末より債券払戻損失引当金を計上しております。
この変更により、従来の方法によった場合に比べ、「経常損失」及び「税引前当期純損失」は8,973百万円増加しております。

8. ヘッジ会計の方法

- (1) 金利リスク・ヘッジ
金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。
小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）を適用しております。
ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。
① 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。
② キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。
個別ヘッジについてもヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。
また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は19,116百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は22,010百万円（同前）であります。
- (2) 為替変動リスク・ヘッジ
外貨建子会社・子法人等株式及び外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。
- (3) 内部取引等
デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外力バー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。なお、一部の資産・負債については、個別ヘッジに基づく繰延ヘッジを行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

（リース取引に関する会計基準）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることとなったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。
これにより、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前事業年度末までに開始した取引を含め、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。この変更による前事業年度末までの税引前当期純利益に係る累積的影響額は、当事業年度の特別損失として処理しております。
この結果、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は5,548百万円、「無形固定資産」中のリース資産は554百万円、「その他負債」中のリース債務は10,880百万円増加し、「資金調達費用」中のその他の支払利息は353百万円増加、「営業経費」は2,054百万円減少、「経常損失」は1,701百万円減少、「特別損失」は6,333百万円増加、「税引前当期純損失」は4,632百万円増加しております。

追加情報

(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)

1. 変動利付国債
変動利付国債については、従来、市場価格をもって貸借対照表価額としておりましたが、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当事業年度末においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表価額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」が53,756百万円増加しております。
合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法等であります。価格決定変数は、10年国債利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等であります。
2. 証券化商品
貸出代替目的のクレジット投資（証券化商品）につきましては、従来、ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等を市場価格に準じるものとして合理的に算定された価額であると判断し、当該評価をもって時価としておりましたが、一部の銘柄について、実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく大きいため、ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等が時価とみなせない状況であると判断し、経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額をもって時価としております。これにより、「有価証券」が22,040百万円、「その他有価証券評価差額金」が15,226百万円増加しております。
また、「その他業務費用」及び「経常損失」が6,814百万円減少しております。
なお、上記の経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額をもって計上した証券化商品の貸借対照表価額は87,183百万円であります。経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法、価格決定変数はデフォルト率、回収率、プリペイメント率、割引率等であり、対象となる有価証券の内訳は、外貨建ローン担保証券であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 281,173百万円
2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券は、「その他の証券」中の外国証券117,905百万円であります。
現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に当該処分をせず所有しているものは120,175百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は83,022百万円、延滞債権額は513,729百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は13,513百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は225,350百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は835,616百万円であります。なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は273,639百万円であります。
8. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産	
特定取引資産	314,884百万円
有価証券	1,904,014
貸出金	7,309,317
その他資産	1,014
担保資産に対応する債務	
預金	442,210百万円
コールマネー	820,400
売現先勘定	588,323
債券貸借取引受入担保金	806,730
借用金	1,021,155

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「有価証券」1,146,225百万円を差し入れております。
また、その他の保証金のうち保証金は63,551百万円、その他の証拠金等は191百万円であります。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,921,891百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが20,342,543百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 130,181百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 572,027百万円
 12. 有形固定資産の圧縮記帳額 35,922百万円
 13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,022,034百万円が含まれております。
 14. 社債は、全額劣後特約付社債であります。
 15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,232,306百万円であります。
 16. 1株当たり純資産額 121,837円94銭
 17. 関係会社に対する金銭債権総額 860,947百万円
 18. 関係会社に対する金銭債務総額 989,390百万円
 19. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準） 11.76%

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益
 資金運用取引に係る収益総額 8,129百万円
 役務取引等に係る収益総額 4,630
 その他業務・その他経常取引に係る収益総額 1,616
 関係会社との取引による費用
 資金調達取引に係る費用総額 23,079百万円
 役務取引等に係る費用総額 788
 その他業務・その他経常取引に係る費用総額 808
 その他の取引に係る費用総額 81,441
 2. 「その他の経常収益」には、睡眠預金の収益計上額6,279百万円を含んでおります。
 3. 「その他の特別利益」は、投資損失引当金純取崩額であります。
 4. 「その他の特別損失」は、会計方針の変更に記載したリース取引に関する会計基準適用による影響額であります。
 5. 1株当たり当期純損失金額 66,040円15銭
 6. 潜在株式を有せず、1株当たり当期純損失が発生しているため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は記載しておりません。
 7. 関連当事者との取引については貸出金、預金等他の顧客と同様の条件で取引を実施しておりますので記載を省略しております。

（有価証券関係）

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「その他の特定取引資産」中の短期社債、「預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成21年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	1,244,602	1,475

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	50,038	50,140	101	101	—
地方債	11,189	11,193	3	3	—
外国債券	117,905	119,372	1,466	1,466	—
合計	179,134	180,705	1,571	1,571	—

（注）1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	88,274	52,110	△36,164

（注）1. 関連法人等株式は該当ありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	756,632	654,789	△101,842	51,180	153,022
債券	9,801,363	9,814,441	13,077	26,657	13,579
国債	9,283,829	9,305,423	21,593	25,958	4,364
地方債	23,511	23,468	△42	65	107
社債	494,023	485,550	△8,473	633	9,107
その他	2,797,012	2,743,661	△53,350	19,726	73,076
信託受益権	1,703,893	1,681,589	△22,303	2,477	24,780
外国債券	992,120	971,794	△20,325	16,645	36,971
その他	100,998	90,277	△10,721	603	11,324
合計	13,355,008	13,212,893	△142,115	97,563	239,678

(注) 1. 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は、42,627百万円（利益）であります。

2. 貸借対照表計上額は、国内株式については当期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等により、また、それ以外については、当決算日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として当決算日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落したもののについては、回復可能性があるかと判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。当事業年度におけるこの減損処理額は、193,116百万円であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

(追加情報)

1. 変動利付国債

変動利付国債については、従来、市場価格をもって貸借対照表価額としておりましたが、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当事業年度末においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表価額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」が53,756百万円増加しております。

合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法等であります。価格決定変数は、10年国債利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等であります。

2. 証券化商品

貸出代替目的のクレジット投資（証券化商品）につきましては、従来、ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等を市場価格に準じるものとして合理的に算定された価額であると判断し、当該評価をもって時価としておりましたが、一部の銘柄について、実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく大きいと、ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等が時価とみなせない状況であると判断し、経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額をもって時価としております。これにより、「有価証券」が22,040百万円、「その他有価証券評価差額金」が15,226百万円増加しております。また、「その他業務費用」及び「経常損失」が6,814百万円減少しております。

なお、上記の経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額をもって計上した証券化商品の貸借対照表価額は87,183百万円であります。経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法、価格決定変数はデフォルト率、回収率、プリペイメント率、割引率等であり、対象となる有価証券の内訳は、外貨建ローン担保証券であります。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成20年4月1日 至 21年3月31日）

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成20年4月1日 至 21年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	22,484,421	67,892	42,555

7. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額（平成21年3月31日現在）

	金額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	190,091
関連法人等株式	2,807
その他有価証券	
非公募債券	1,326,249
その他	94,724

8. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

9. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成21年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	5,062,356	4,732,659	539,248	867,655
国債	4,741,464	3,607,463	284,337	722,196
地方債	13,635	14,315	7,296	－
社債	307,256	1,110,881	247,613	145,458
その他	203,995	833,671	512,442	1,241,691
合計	5,266,352	5,566,331	1,051,690	2,109,346

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成21年3月31日現在）
該当ありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託（平成21年3月31日現在）
該当ありません。
3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成21年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の 金銭の信託	1,316	1,266	△49	－	49

（注）1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価等により計上したものであります。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	247,292百万円
繰越欠損金	281,011
有価証券償却損金算入限度超過額	262,407
その他	275,374
繰延税金資産小計	1,066,086
評価性引当額	△594,476
繰延税金資産合計	471,610
繰延税金負債	
前払年金費用	148,716
その他	42,237
繰延税金負債合計	190,953
繰延税金資産の純額	280,656百万円

（重要な後発事象）

当行は、平成21年5月15日開催の取締役会において、以下の（1）資本準備金の額の減少及び（2）剰余金の処分について、平成21年6月24日開催の定時株主総会の議案として提出することを決議し、同日開催の定時株主総会において承認されました。

（1）資本準備金の額の減少

今後の分配可能額の確保及び充実に備えるため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額の減少を行い、同額を
その他資本剰余金に振替えております。

①資本準備金の減少の方法及び減少する準備金の額

資本準備金762,345百万円のうち321,638百万円の減少を行い、同額をその他資本剰余金に振替えております。

②効力発生日

平成21年6月24日

（2）剰余金の処分

会社法第452条の規定に基づき、（1）にて振替後のその他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振替え、損失を処理しております。

①減少する剰余金の額

その他資本剰余金 130,913百万円

②増加する剰余金の額

繰越利益剰余金 130,913百万円